

環 保 第 1 5 7 3 号
平成30年11月26日

電源開発株式会社

取締役社長 渡部 肇史 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

(仮称)四浦半島風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

上記のことについて、環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

1 総括的事項

本事業は、佐伯市及び津久見市の行政界となる四浦半島の津井越から大浜海岸方面に連なる山地の尾根部に、風力発電施設を設置する計画である。事業実施想定区域の南北の海岸沿いには複数の住居が存在していることから、本事業の実施により、工事中及び供用時における騒音、振動並びに供用時における風車の影による生活環境への影響及び眺望景観への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域は、重要な種及び重要な群落等が確認されているだけでなく、鳥類の渡り及び移動に重要な地域となっているため、これらの動物及び植物への影響や、鳥類等の移動経路の遮断及び衝突事故が懸念される。

特に、事業実施想定区域は、豊後水道県立自然公園の普通地域内に設定されているだけでなく、その周辺の大半は、日豊海岸国定公園に指定されている。当該地域は、典型的なリアス式海岸を有する海岸・海中景観に優れた地域となっており、蒲戸崎展望台や瀬会海岸など数多くの景勝地、眺望地点が存在する。また、津久見市において、「津久見市基本計画」における「里山エリア」として位置付けられているだけでなく、佐伯市においては、現在策定中の「佐伯市景観計画・佐伯市緑の基本計画」において、佐伯市全域を対象とした景観形成基準等の導入が予定されているため、本事業の実施により、供用時における景観への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業を円滑かつ確実に実施するためには、関係自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要であ

ることから、本事業計画の更なる検討に当たっては、事業実施想定区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を具体的に示した方法書を作成のうえ、関係自治体及び地域住民に対して、十分な説明を行うとともに、本事業計画に対する意見等に対して、誠実に対応することが必要である。

なお、上述のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、事業計画の抜本的な見直しを行う必要がある。

2 個別的事項

(1) 騒音、振動及び風車の影

住居等から風力発電機設置想定位置までの距離について、設置を予定している風力発電機の規模は3,000～4,300kWと定まっていないが、単機出力が4,300kWの風力発電機が採用された場合、住居から約400mの地点を風力発電機設置想定位置とすると、騒音等による生活環境への影響が生じることが容易に予見できる。そのため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 動物、植物及び生態系

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、蒲戸崎鳥獣保護区が設定されているだけでなく、ミサゴの繁殖が確認されていること、クマタカやハヤブサ等の生息の可能性があること及び同区域周辺は、サシバ等の猛禽類の渡りの経路となっている可能性があること等から、本事業の実施により、重要種だけでなく普通種及びコウモリ類の風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類等への重大な影響が懸念される。そのため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類等に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類等への影響を回避又は極力低減すること。

イ 本事業の実施に伴う風力発電設備等の工事等に伴い、直接的な植生の消失だけでなく、乾燥化や改変による新たな環境が誘因するシカ等による食害の拡大などの二次的な影響が発生することが懸念される。特に、風力発電機設置想定位置上には、自然植生であるトベラーウバメガシ群集が存在するだけでなく、保安林も存在することから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これら植生等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による植生等への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 景観

事業実施想定区域の周辺には四浦展望台などの主要な眺望点のほか、瀬会公園などの身近な眺望点が存在していることから、本事業の実施によるこれら眺望点からの眺望景観への影響は重大である。そのため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査によりこれら眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握したうえで、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野、撮影に用いるレンズによる要素の荘重感も考慮した客観的な予測、評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減するような風力発電設備等の配置等とすること。

特に、眺望点の設定に当たっては、集落や主要な観光施設に留まらず、事業実施想定区域周辺の地域の文化や慣習の調査も行いながら設定を行うこと。

また、事業実施想定区域周辺からの眺望について、海上からの眺望についても考慮すること。

(4) 文化財

「大峯遺跡」について、事業者及び関係両市教育委員会の現地調査により、配慮書記載の位置に存在しないことは既に確認済みであるが、今後の調査において、新たに遺跡等文化財が発見された場合は、現状を変更することなく、直ちに関係教育委員会に報告するとともに、今後の調査等について可能な限り協力すること。

(5) その他

事業実施想定区域内には保安林が存在するだけでなく、南北に位置する集落の周辺に土砂災害警戒区域が多数指定されていることから、事業の実施に伴い、土石流等の災害が発生するおそれがあるため、事業の実施に伴う災害発生リスクについて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に措置を講じること。